

第 号議案

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 濱 野 健

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

品川区国民健康保険条例（昭和34年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第15条の4第1項第1号中「100分の7.14」を「100分の7.13」に改め、同項第2号中「3万9,900円」を「3万8,800円」に改める。

第15条の12第1項第1号中「100分の2.29」を「100分の2.41」に改め、同項第2号中「1万2,900円」を「1万3,200円」に改める。

第16条の4第1項第1号中「100分の1.99」を「100分の2.59」に改め、同項第2号中「1万5,600円」を「1万7,000円」に改め、同条第2項中「100分の58」を「100分の60」に、「100分の42」を「100分の40」に改める。

第19条の2第1号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属す

る被保険者および特定同一世帯所属者(次号および第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同号ア中「2万7,930円」を「2万7,160円」に改め、同号イ中「9,030円」を「9,240円」に改め、同号ウ中「1万920円」を「1万1,900円」に改め、同条第2号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同号ア中「1万9,950円」を「1万9,400円」に改め、同号イ中「6,450円」を「6,600円」に改め、同号ウ中「7,800円」を

「8, 500円」に改め、同条第3号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「7, 980円」を「7, 760円」に改め、同号イ中「2, 580円」を「2, 640円」に改め、同号ウ中「3, 120円」を「3, 400円」に改める。

付則第3条中「地方税法」と」の次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

付則第8条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この条から付則第10条までにおいて同じ）」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4、第19条の2および付則第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明) 基礎賦課額等の保険料率を改めるとともに、低所得者の保険料軽減に係る判定基準を見直すほか、規定を整備する必要がある。

本会議運営（案）

第1回定例会 令和3年2月19日 午前10時開議

議事日程（3）			
	第1	一般質問	⑤鈴木ひろ子（共産20分） ⑥藤原正則（品改20分） ⑦西村直子（自民20分）
20件一括 議題 副区長説明	第2	第10号議案	品川区組織条例の一部を改正する条例
	第3	第11号議案	品川区職員定数条例の一部を改正する条例
	第4	第12号議案	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
	第5	第13号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
	第6	第14号議案	品川区地域センターの設置に関する条例の一部を改正する条例
	第7	第15号議案	品川区立区民集会所条例の一部を改正する条例
	第8	第16号議案	品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例の一部を改正する条例
	第9	第17号議案	品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
	第10	第18号議案	品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例
	第11	第19号議案	品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
	第12	第20号議案	品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例
	第13	第21号議案	品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例
	第14	第22号議案	品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
	第15	第23号議案	品川区手数料条例の一部を改正する条例
	第16	第24号議案	品川区立区民住宅条例の一部を改正する条例
	第17	第25号議案	学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
	第18	第26号議案	（仮称）品川区立児童相談所新築その他工事請負契約
第19	第27号議案	（仮称）品川区立児童相談所新築その他機械設備工事請負契約	
第20	第28号議案	（仮称）品川区立児童相談所新築その他電気設備工事請負契約	
第21	第29号議案	指定管理者の指定について	
9件一括 議題 副区長説明	第22	第1号議案	令和2年度品川区一般会計補正予算
	第23	第2号議案	令和2年度品川区国民健康保険事業会計補正予算
	第24	第3号議案	令和2年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算
	第25	第4号議案	令和2年度品川区介護保険特別会計補正予算
	第26	第5号議案	令和3年度品川区一般会計予算
	第27	第6号議案	令和3年度品川区国民健康保険事業会計予算
	第28	第7号議案	令和3年度品川区後期高齢者医療特別会計予算
	第29	第8号議案	令和3年度品川区介護保険特別会計予算
	第30	第9号議案	令和3年度品川区災害復旧特別会計予算
追加議事日程			
副区長説明	第1	第30号議案	品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例
	第2	議会運営委員の辞任許可について	
	第3	議会運営委員の選任について	
議事日程（3）			
	第31	請願・陳情の付託	請願 4件（総務1・厚生1・文教2） 陳情 8件（総務2・厚生5・建設1）
終了予定 0 : 30			

追 加 議 事 日 程

第 1 回 定 例 会 令 和 3 年 2 月 1 9 日

第 1 第 3 0 号 議 案 品 川 区 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 2 議 会 運 営 委 員 の 辞 任 許 可 に つ い て

第 3 議 会 運 営 委 員 の 選 任 に つ い て